



「国立市人権を尊重し多様性を認め合 う平和なまちづくり基本条例」について

国立市 政策経営部 市長室

平和・人権・ダイバーシティ推進係

「人間を大切にする」まちづくり

第1期基本構想(昭和51年)から、現在(第5期基本構想)まで一貫して「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念

「国立市平和都市宣言」(2000年6月)

「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」
(2005年4月)

「誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」
(2016年4月)

「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」
(2018年4月)



平成28年11月8日に千葉県佐倉市において開催された
「第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会」における
佐藤一夫前国立市長の講話（亡くなる前の最後の公務）

➡ 永見理夫現市長が2017年3月に条例化について議会答弁

平和・人権行政の使命

平和・人権は普遍的な人類のテーマである

私は 市民から選ばれた一為政者として
この壮大なテーマから逃避せず 未来に向け 挑戦する

私は 平和と人権を尊重し これを声高に主張することで
自己に 責任と義務を課さねばならない

日常の連続こそ 人類の争いを回避する唯一の手段である

私は すべての市民が地域で幸せに暮らせるよう
市民の命を守りぬく決意である

条例制定までの検討経過

時 期	内 容	内 容
平成29年 9月	条例骨子案検討	庁内担当部署における検討
11月	骨子案パブリックコメント 市民との意見交換会	パブリックコメント件数 139件 (意見交換会含む)
12月	市議会（総務文教委員会）経過報告	
1～5月	条例素案検討	庁内担当部署における検討
平成30年 6月	川崎市視察	
7月	有識者2名によるスーパーバイズ、素案の確定	
8月	素案パブリックコメント①（8/3～8/23） 市長とのタウンミーティング（全4回）	パブリックコメント件数 119件 （タウンミーティング含む）
9月	素案パブリックコメント②（9/5～9/25） 市議会（総務文教委員会）経過報告	パブリックコメント件数 24件
10月	有識者2名によるスーパーバイズ 条例案検討	庁内担当部署における検討
11月	人権・平和に関する講演会	
12月	条例案議会提案、可決【全会一致】	可決後、規則の策定
平成31年 4月	条例施行	

「国立市人権を尊重し 多様性を認め合う 平和なまちづくり基本条例」

- ・ 本条例は「人権」「多様性」「平和」に関する市の基本的な理念を示すもの
- ・ 平成30年12月の市議会で条例可決（全会一致）
⇒平成31年4月1日施行
- ・ 一人一人の多様性を認め合い、ソーシャル・インクルージョンの理念のもとに、不当な差別や暴力のない、平和なまちづくりを目指す趣旨

他の既存条例・宣言等の体系

国立市人権を尊重し多様性を認め合う
平和なまちづくり基本条例

国立市誰もがあたりまえに暮らすまち
にするための「しょうがいしゃがあたり
まえに暮らすまち宣言」の条例

国立市女性と男性及び多様な性の平等
参画を推進する条例

国立市しょうがいしゃがあたりまえに
暮らすまち宣言

国立市平和都市宣言

【市の関連計画の例】

- 地域福祉計画
- 高齢者保健福祉計画
- 介護保険事業計画
- 健康増進計画
- しょうがい者計画
- しょうがい福祉計画
- 子ども総合計画
- 子ども・子育て支援計画
- 男女平等・男女共同参画
推進計画

など

ダイバーシティ & インクルージョン

【ダイバーシティ (Diversity)】

人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがいがあること、疾病、職業、部落出身などの多様な背景を持つ人が存在している状態。

【ソーシャル・インクルージョン (Social Inclusion)】

社会のなかで多様な人と人々が共に支え合い生きていくという考え方。

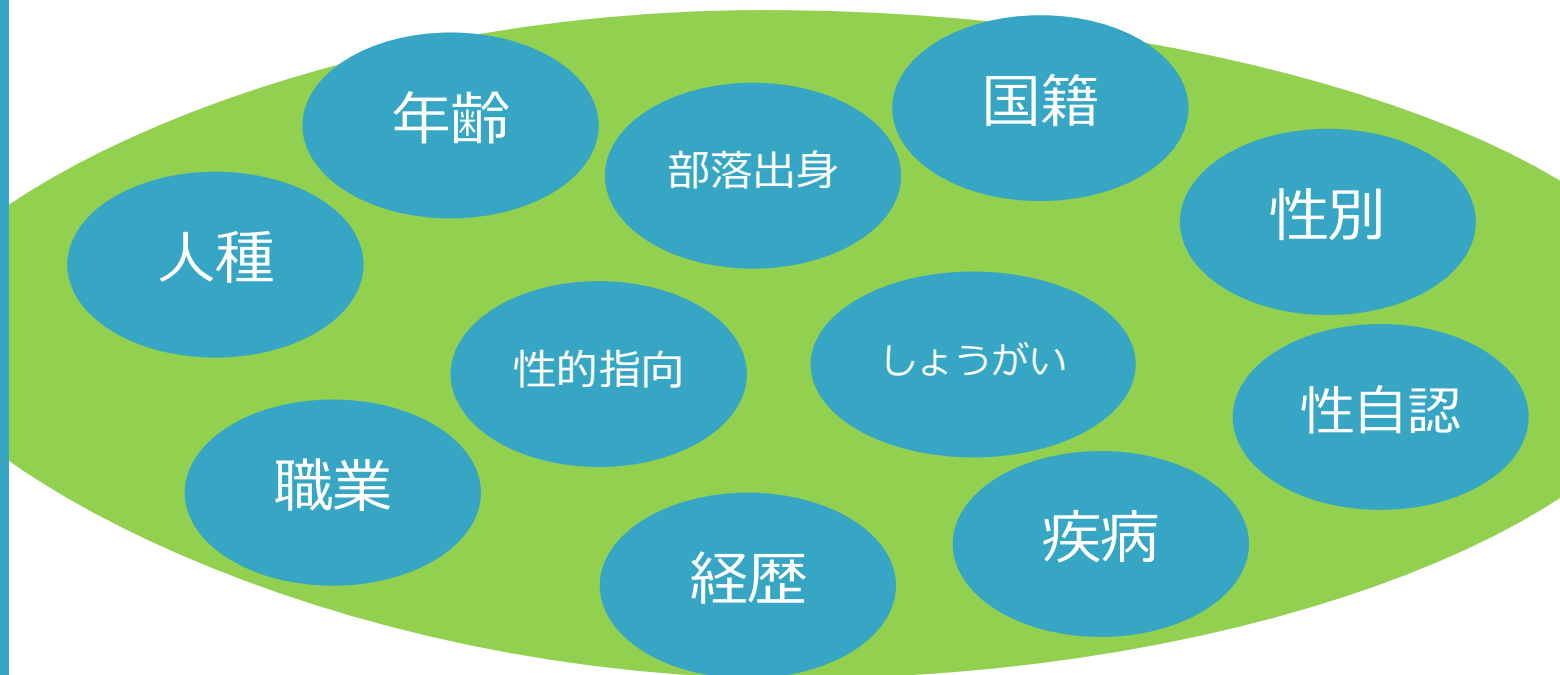
- ・ 誰もが**社会に参加**する（居場所・コミュニケーション・つながる場）
- ・ **経済的な自立**が図られる（中間的な就労など）

➡ **皆で社会全体を支え、生きやすい社会を目指す**

多様性に満ちた世界・・・誰もが当事者であるということ

ダイバーシティ

インクルージョン



ダイバーシティ（＝多様性）は**インクルージョン（＝活かしあう）**とセットで初めて意味を持つ

2つを両輪に平和な社会を目指す

条例の特徴①

(1) 基本条例としての位置づけ【前文】

- ・ 人権・多様性・平和の基礎となる基本条例としての位置付け
- ・ 包括的な人権を範囲とする条例
(人種・皮膚の色・民族・国籍・・・・)
- ・ 積極的平和の考え方

前文（平和の定義）

ヨハン・ガルトゥング (Johan Galtung, 1930-)

直接的暴力 暴力の行為者・主体が明確である暴力。特定の個人や集団等による、物理的暴力或いは言葉による暴力等。

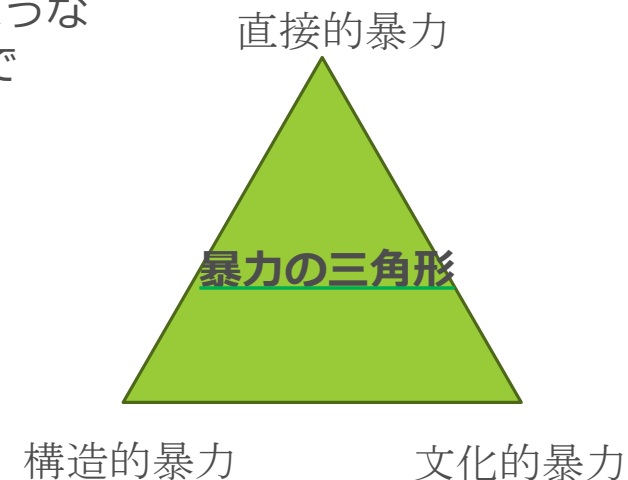
構造的暴力 70年代に提唱された概念。貧困・飢餓・差別・政治的抑圧・経済的搾取などの不公正な状況を生み出す社会構造によってもたらされる、行為主体が明確でない暴力。

文化的暴力 90年代に提起された概念。直接的暴力・構造的暴力を正統化・合法化するもの。戦争を容認する意識、無関心等も含む。

- ➡ 人が本来その潜在的能力を発揮できる状態以下であるような状況におかれているならば、その社会には何らかの形で暴力が存在する

消極的平和 . . . 戦争のない状態

積極的平和 . . . 戦争のない状態 + 構造的暴力のない状態
+ α（社会正義があること等）



条例の特徴②

(2) ソーシャル・インクルージョンの理念
【前文・第1条・第4条】

(3) 差別解消三法を明記【前文】
・「地域の実情に応じた」差別解消に
取り組むことを明記

差別解消三法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」H28.4月施行（一部を除く）

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」H28.6月施行

（国及び地方公共団体の責務）

第4条第2項 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

「部落差別の解消の推進に関する法律」H28.12月施行

（国及び地方公共団体の責務）

第3条第2項 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

条例の特徴③

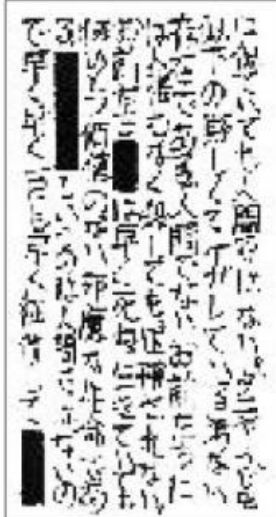
(4) 不当な差別及び暴力の禁止【第3条】

- ・「人権侵害を許さない」という市の姿勢を示すために、**差別禁止**を規定

(5) 市長の使命の規定【第4条】

- ・市長は、市民の信託を受けた**代表者**として、条例の基本原則に基づき差別解消及び人権・平和のまちづくりを推進
⇒市長が変わっても取り組みは継続

国立市における差別事象



- ・平成16年（2004年）
市内に大量の差別ハガキが届く

実際に送られたハガキの一部
(市報くにたちH16年7/5号抜粋)



- ・平成24年（2012年）
市内のご家庭のドアに民族差別感情をあらわにした誹謗・中傷するビラが貼られた。

市報くにたちH24年10/20号抜粋

人権・平和のまちづくり審議会（第16条）

- ・ 市長の附属機関として以下を調査審議する予定
「基本方針」 「推進計画」 「実態調査」
「人権救済のための措置」
- ・ 委員構成 10名（施行規則第2条）
学識経験者（人権・平和分野、弁護士、憲法） 5名
人権及び平和に関する団体の代表者等 3名
公募市民 2名